

寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第9号

寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例

寒河江市都市計画税条例（昭和32年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

幸田町
-----

」を

「

幸田町
高瀬台

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。